# 第4回世田谷区農業委員会総会

日:令和5年11月27日(月)

場所:世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

## 第4回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時:令和5年11月27日(月)午後3時から

開催場所:世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員:会長職務代理者 浦野美枝子、髙橋光正、清水希悦、髙橋哲也、苅部嘉也、

井出孝行、細井誠一、長島丈、吉村喜代隆、後藤宏、池田鏡一、植松智、森

安一、本橋延隆、髙橋拓司、矢藤茂、髙橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、

阿久津皇

欠席の委員:会長 宍戸幸男

出席の職員:事務長 黒岩さや香、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、

主事 藤田遼二

## 会議次第

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について

【該当なし】

- (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
  - ・農地法第4条について
  - ・農地法第5条について
- (3) 第3号議案 その他の事項について
  - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 5. 協議事項
  - (1) 令和6年1月の総会日程(案)について
  - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
  - (3) 一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦について
  - (4) 東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)について
- 6. 報告事項
  - (1)「第132回世田谷の花展覧会・第51回世田谷区農業祭」の 受賞者の決定について
  - (2) 令和5年度世田谷区認定・認証農業者(予定者)について
  - (3)一般社団法人東京都農業会議「第63回企業的農業経営顕彰」

#### 受賞者の決定について

(4) ふれあい農園「ちょっとおしゃれな寄せ植えづくり」

「世田谷いちご熟でいちご狩り」の開催について

- (5)農家に教わる「農業体験農園」で野菜づくりについて
- (6) 都内産農産物の放射能検査について
- 7. その他
- 8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではありますが、全員おそろいになりましたので、 ただいまより第4回世田谷区農業委員会総会を開催させていただきます。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1、No.2となります。第3号議案の資料がNo.3となります。協議事項の資料といたしましてNo.4、No.5、No.6、No.7となっております。報告事項の資料はNo.8からNo.13となっております。また、当日配付資料といたしまして、営農だより118号、農業委員手帳、都市農地流動化現地見学会(区内地区)の開催通知をお配りしております。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、議題の2、会長挨拶から進めさせていただきます。本日は宍戸会長が欠席の ため、浦野職務代理に進行をお願いいたします。よろしくお願いします。

#### ○浦野会長職務代理者

(会長職務代理挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日は宍戸幸男委員が欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、長島丈委員、吉村喜代隆委員にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

第1号議案は今月はありませんので、第2号議案に入らせていただきます。第2号議案 農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとなります。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が2件、第5条が4件となっております。

○事務局 それでは初めに、第4条、第5条について説明をさせていただきます。まず、 農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合で、 所有者の変更を伴う場合には第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知 事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に 届出を行えば許可を要しないものとなっております。この届出については、会長の専決処 分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.1-1をご覧下さい。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について報告をいたします。

受付番号5-4-5。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.1-2をご覧下さい。

受付番号5-4-6。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、農地法第5条について報告をいたします。

資料No. 2-1をご覧下さい。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-18。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 2-2をご覧下さい。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-19。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 2-3をご覧下さい。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-20。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 2-4をご覧下さい。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-21。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○浦野会長職務代理者 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 ご質問がないようですので、以上で(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今回は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願7件について審議をいたします。

1件目を事務局から説明願います。

○事務局 お手元の資料No.3-1をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている 旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○浦野会長職務代理者 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告を お願いいたします。
- ○本橋委員

(委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

○浦野会長職務代理者 それでは、賛成多数ですので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.3-2をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている 旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○浦野会長職務代理者 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告 をお願いいたします。
- ○吉村委員

(委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者举手)

○浦野会長職務代理者 それでは、証明書を発行することといたします。

次に、3件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を 行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○浦野会長職務代理者 この件について調査をされました矢藤茂委員、調査結果の報告を お願いいたします。
- ○矢藤委員

(委員より、調査内容について報告)

以上です。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することにいた します。

次に、4件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.3-4をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている 旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○浦野会長職務代理者 この件について調査されました髙橋光正委員、調査結果の報告を お願いいたします。
- ○髙橋(光)委員

(委員より、調査内容について報告)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといた します。

次に、5件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.3-5をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている 旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。
  - この件について調査されました髙橋光正委員、調査の内容をお知らせ願います。
- ○髙橋(光)委員

(委員より、調査内容について報告)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございました。

この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといた します。

次に、6件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-6をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を 行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○浦野会長職務代理者 この件について調査をされました矢藤茂委員、調査結果の報告を お願いいたします。
- ○矢藤委員

(委員より、調査内容について報告)

以上です。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといた します。

次に、7件目の説明を事務局からお願いします。

○事務局 お手元の資料No.3-7をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている 旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○浦野会長職務代理者 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告 をお願いします。
- ○吉村委員

(委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

#### (賛成者举手)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといた します。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第の5、協議事項に移ります。

(1)の令和6年1月の総会日程(案)についてを協議します。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料No.4、令和6年1月の総会日程(案)についてをご覧下さい。

次回の総会日程につきましては、12月27日水曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎 第5委員会室での開催が決定いたしております。

令和6年1月の開催日時につきましては、1月31日水曜日午後3時から、会場は同じく 区役所第2庁舎第5委員会室での開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 ないようですので、総会の日程については原案のとおりでよろしいでしょうか。

### (「異議なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 それでは、案のとおりに決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼について、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、資料No.5-1と5-2、2件ございます。生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧下さい。

本件は、生産緑地指定後30年を経過した農地についての買取り申出となります。10月25日付と10月26日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。案内図はそれぞれ裏面についてございます。

以上でございます。

○浦野会長職務代理者 この件につきまして質問がありましたら、お願いいたします。な しでよろしいでしょうか。

### (「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお 願いいたします。

続いて、(3)の一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦について、 事務局から説明して下さい。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6、一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』 候補者の推薦についてをご覧下さい。

農業功労者表彰について説明をさせていただきます。農業功労者表彰は、東京都農業会議にて定められた制度であり、地域の農業が地域の住民に新鮮な野菜や潤いのある緑を提供するとともに、防災や教育への関わり等、多面的な役割を果たしている中、地域農業に尽力をされてきた農業者の方に感謝の意を表するため、その功労に対し感謝状が贈られるものでございます。

平成17年度より実施されている本表彰において、農業功労者感謝状細則に候補者の推薦 は各区市町村から1名となっているため、世田谷区農業委員会においては毎年1名ずつ、 JA東京中央千歳管轄、JA世田谷目黒管轄、JA東京中央砧管轄の順にご推薦をいただ いております。今年度は、JA東京中央千歳から●●さんをご推薦いただいております。

なお、表彰につきましては、来年、令和6年2月15日木曜日に昭島市のKOTORIホールに て開催される第65回東京都農業委員会・農業者大会記念行事にて感謝状が授与されること となっております。

推薦内容につきましては、ご確認をいただければと思います。

以上でございます。

○浦野会長職務代理者 この件について質問等がございましたら、お願いいたします。よ ろしいでしょうか。

#### (「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 ご質問がないようですので、一般社団法人東京都農業会議『農業 功労者表彰』候補者の推薦については、案のとおり推薦することといたします。

次に、(4)の東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.7をご覧下さい。東京都農業会議を通じて提出する国・都の施 策等に対する要望(案)について。

農業委員会等に関する法律第53条により、農業委員会組織は、世田谷区農業委員会の支援組織であります一般社団法人東京都農業会議を通じて、国や東京都に農地利用最適化推進施策等の改善について具体的な意見を提出しなければならないとされております。

東京農業が抱える様々な課題解決に向けて、世田谷区農業委員会におきましても、毎年、委員の皆様に案をご提示して、ご意見を頂戴し、東京都農業会議に提出をしております。 提出した意見は、来年、令和6年1月12日に開催予定の区内地区農業委員会検討会にて集約され、来年2月15日木曜に開催が予定されている第65回東京都農業委員会・農業者大会において国に対する要望を決定し、また、来年3月に開催予定の東京都農業会議通常総会において東京都に対する意見を決定し、要請活動に取り組んでいく予定でございます。

本件に関しましては、前年度要望した内容を今回の総会でお示しをいたしますので、内容をご確認いただきまして、今年度の要望についてご意見がございましたら、12月11日月曜日までに事務局にご連絡をお願いいたします。いただいたご意見をまとめて、12月の総会時に案文をお示ししたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

- ○浦野会長職務代理者 この件についてご質問等がありますでしょうか。
- ○真鍋委員 1点だけ今日お尋ねしたいんですが、すみません、先程うかつにもよく分かっていなかったので、2の都に対する要望で、認定農業者のことで、「区市町村を挟まず認定農業者が単独で都に直接申請できるようにし、手続きの簡素化を要望する」ということは、やっぱり今、区を挟んでいる訳ですが、そういう農業者さんからの声がたくさん寄せられていて、煩雑になっている状況なんですか。状況が私は分からないので教えてもらえませんか。

○事務局 恐らく、認定の手続の中で、区市町をまたいでいる農家さんが何名かいらっしゃいまして、世田谷区の場合もございます。そういった方が認定に申請をされる際は、広域認定といって、片方の自治体に認定したものが東京都に上がって、東京都からその関連の地区に降りてきて、両方で審査会をやるような手続になってしまっています。そういった意味でも、もし都で一括してやっていただけるのであればスムーズではないかという意見が当時あったのではないかなと推察します。

○真鍋委員 世田谷区独自で認証農家がありますよね。今みたいな特別に他の自治体に住んでおられて世田谷の農地を持っているとか――逆もあるんだろうけれども――はよく分かるんですけれども、世田谷区独自でせっかく認証があるし、認定の窓口にもなっていると。だから、むしろそういう例外的なものは都で直接認めて、そうじゃない部分は区がやった方が私はいいんじゃないかなと思ったのでこの質問だったんですけれども、どうなんでしょうか。

○事務局 こちらについては、今の担当から申し上げたもの以外の事例について具体的に どのような状況があったか確認させていただいて、次回お答えします。

手続の簡素化については、こちらにも東京都の支援事業の活用のかなり大きなハードルになっているということは聞いていますので、手続が煩雑であること、東京都の事業への申請が煩雑であることに関しましては、その簡素化の要望というのは聞いております。なので、単独で都に直接申請できるようにという点については、次回まで状況を再度確認して、またお答えさせていただければと思います。

○浦野会長職務代理者 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 それでは、特にないようですので、以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第の6、報告事項に移ります。

1から6については事務局から報告をお願いします。

○事務局 それではまず、資料No.8をご覧下さい。報告事項の1件目、第132回世田谷の花展覧会特別賞入賞者と第51回世田谷区農業祭の受賞者の決定について報告をいたします。

今回も農家の皆様には多数のご出品をいただき、事務局といたしましても御礼申し上げます。各賞の入賞者につきましては一覧のとおりとなりますが、今回の世田谷区農業委員会会長賞につきましては、花展覧会では川本滋様、農業祭では吉岡且人様がそれぞれ受賞されました。

また、花展覧会において髙橋拓司委員の作品が世田谷区農業青壮年連絡協議会会長賞を、 農業祭において長島丈委員の作品が世田谷区長賞をそれぞれ受賞されております。おめで とうございます。(拍手)

なお、入賞者の皆様は、12月14日、三軒茶屋キャロットタワーのスカイキャロットで開催いたします表彰式で表彰される予定でございます。なお、世田谷区農業委員会会長賞に

つきましては、本日ご欠席されておりますが、宍戸会長に授与のご協力をお願いする予定 となっております。

次に、資料No.9、令和5年度世田谷区認定農業者及び認証農業者(予定者)をご覧下さい。令和5年度世田谷区認定・認証農業者(予定者)について報告でございます。

自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に営農に取り組む農業者を、今後の区内農業の牽引役となる認定農業者または認証農業者として位置づけ、支援をしております。

認定農業者、認証農業者の違いにつきましては、認定農業者につきましては、先程も話のございました国の農業経営基盤強化促進法に基づいて設定されており、5年後の農業所得目標が300万円以上であること、また、認証農業者につきましては、区が独自に認証している農業者であり、5年後の農業所得の目標が200万円以上300万円未満であることが挙げられます。

平成21年度から本制度が始まった中で、今回につきましては、平成30年度より認定もしくは認証を受けて、5年満期を迎え、改めて認定もしくは認証を受けようとされる農業者、今回新たに認定または認証を受けようとする農業者を含め、広くご案内をさせていただいたところでございます。このたび、認定農業者につきましては9経営体16人の申請が、認証農業者につきましては1経営体お1人の申請があったところでございます。

申請いただいた農業経営改善計画を基に、本日午前中に行いました審査会において、農業委員会会長でございます宍戸会長には審査会会長として、浦野職務代理には審査会副会長としてご審議をいただきました。今回、認定・認証農業者になられた皆様は、12月14日、三軒茶屋キャロットタワーのスカイキャロットで交付式を実施する予定でございます。今回の結果を反映いたしますと、区内における認定農業者は57経営体92名、認証農業者につきましては35経営体50名となる見込みとなりますことを併せて報告させていただきます。

次に、資料No. 10を覧下さい。一般社団法人東京都農業会議「第63回企業的農業経営顕彰」 受賞者の決定についてです。

8月の総会で協議いただき、推薦をさせていただきました同顕彰事業ですが、髙橋隆治様が東京都産業労働局長賞と東京都農業会議会長賞を、髙橋正実様が全国農業会議所会長賞と東京都農業会議会長賞をそれぞれ受賞されることが決定いたしました。なお、表彰につきましては、来年2月15日木曜日に開催されます第65回東京都農業委員会・農業者大会記念行事にて感謝状が授与されることとなっております。

続きまして、資料No.11をご覧下さい。ふれあい農園「ちょっとおしゃれな寄せ植えづく

り」、「世田谷いちご塾でいちご狩り」の開催についてご案内です。周知方法につきましては、12月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて案内をさせていただく予定でございます。

続いて、資料No.12をご覧下さい。農家に教わる「農業体験農園」で野菜づくりの開催についてでございます。これは、農家の方が自ら開設し、管理を行う体験農園を通して、農地の保全、農家の安定した経営確保を図るとともに、区民との相互交流を実現する事業でございます。周知方法につきましては、12月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページで案内をさせていただく予定でございます。

続きまして、資料No.13の都内産農産物の放射能検査について報告をさせていただきます。こちらは、令和5年10月26日と11月2日、また11月9日付の検査結果でございます。 世田谷産の農産物は対象となっておりませんが、いずれの農産物についても異常はございませんでした。

報告事項につきましては、早足で説明しましたが、以上となります。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございました。

それでは、7のその他について、ございますでしょうか。

○事務局 今の次第の6、報告事項については特にご質問がないので、1点、その他についてご説明をさせていただきたいと思います。事務局より当日配付させていただきました都市農地流動化現地見学会の開催通知についてご説明をさせていただきます。

こちらに関しましては、東京都農業会議が主催する都市農地流動化協議会が実施をいたします。現地見学会となっており、区内地区が対象で、足立区、江戸川区とそれぞれ2事例の見学を行うものとなっております。出欠については、事務局にて取りまとめを行いますので、12月6日水曜までに担当の関にご連絡をいただきたいと思います。なお、この会ですが、12月14日ということで表彰式とかぶってしまっておりますので、委員の皆様はご出席いただいて構わないんですが、事務局の同行は申し訳ございませんがございませんので、その点ご了承をいただきたいと思います。

この件については以上でございます。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。ほかに何かご質問、ご意見はございます でしょうか。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 それでは、特にないようであれば、本日の農業委員会を終了いた

します。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を黒岩事務長にお願いいたします。

○事務局

(事務次長挨拶)

この議事録は、令和5年11月27日(月)開催の第4回農業委員会総会の議事録に相違 ありません。

世田谷区農業委員会 会長 宍戸幸男